

基山町農業委員会会議録

令和3年5月7日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第6号議案	農地法第3条の規定による許可申請	3件
第7号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第8号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	19件
報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第11号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	2件
報告第12号	農地法第18条の規定による届出による受理報告	1件
その他(1)	農地改良に係る盛土について届出による受理報告	1件
その他(2)	令和3年春期農作業標準賃金について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和3年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第6号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が12,094㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第1区三ヶ敷集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

手広く農業をされていますので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第6号議案2番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議案2番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,945㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第7区弥生が丘駅付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

譲受人は農業の経営規模を拡大されていかれますので問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案2番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第6号議案3番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議案3番朗読

この件につきましては譲受人の生前贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が5,561㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、5区川東集落側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

生前贈与されます。問題ないと思われそうです。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第6議案3番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案3番は、全員一致で許可します。

次に、第7号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第7号議案朗読

この件につきましては、所有者の管理する圃場は山間地であり周辺が山林化しているため自己所有の圃場に杉を100本程度植林されます。近隣農地への許可もとられ支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、周辺を山林に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については、申請地周辺が山林であることから、植林を行うものであり、代替地の検討はできないことから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は6区菖蒲坂ため池西側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

今は、草切をされています。日当たりも悪く作物を栽培するには問題があるので、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第7号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案は、全員一致で許可します。

次に、第8号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は年額3,000円です。場所は、2区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

手広く農業をされていますので問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案2番朗読

この件につきましては、相手の労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

レンゲを植えられ次に水稻を栽培されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案3番朗読

この件につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区小松集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

手広く農業をされていますので問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案4番朗読

この件につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、1区正応寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

議 長

第 8 号議案 4 番は、全員一致で決定します。

次に、第 8 号議案 5 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 8 号議案 5 番朗読

この件につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 10 年です。場所は、4 区住吉集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

手広く農業をされていますので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 8 号議案 5 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 8 号議案 5 番は、全員一致で決定します。

次に、第 8 号議案 6 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 8 号議案 6 番朗読

この件につきましては、相手の病気等による労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、7 区長ノ原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 8 号議案 6 番について計画

決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案7番から19番については再設定ですので朗読は省略します、それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案7番から19番朗読省略

7番につきましては、任期満了に伴う再設定により貸貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆当たり水稻180kgです。場所は、3区向平原集落付近にある圃場です。

8番につきましては、相手方の高齢化により貸貸借権を設定するものです。期間は2年です。賃借料は10a当たり7,000円です。場所は、7区鳥栖ジャンクション付近にある圃場です。

9番につきましては、任期満了に伴う再設定により貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は年額5,000円です。場所は、1区町営球場南側付近にある圃場です。

10番につきましては、任期満了に伴う再設定により貸貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆目が10a当たり年額3,000円です。2筆目が10a当たり5,000円です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

11番につきましては、任期満了に伴う再設定により貸貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり年額3,000円です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

12番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、4区南谷集落にある圃場です。

13番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

14番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

15番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

16番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区皮籠石集落付近にある圃場です。

17番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、7区長野集落にある圃場です。

18番この件につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区西長野集落付近にある圃場です。

19番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、7区西長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

7番につきましては、更新ですので問題ないと思われます。

9番委員

8.17.18.19番につきましては、更新ですので問題ないと思われます。

11番委員

9番につきましては、更新ですので問題ないと思われます。

2番委員

10.11.13.14.15.16番につきましては、更新ですので問題ないと思われます。

5番委員

12番につきましては、更新ですので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案7番から19番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案7番から19番については、全員一致で決定します。

次に、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第10号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年4月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は7区弥生が丘駅付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第10号を終わります。

次に、報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第11号1番

この件につきましては、申出人が農地を駐車場に転用するものです。

令和3年4月22日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、11区夜水集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第11号1番を終わります。

次に、報告第11号2番について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第11号2番

この件につきましては、申出人が農地を農家住宅に転用するものです。
令和3年4月22日付けで受理通知書を交付しております。
場所は、12区氏林集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第11号2番を終わります。

次に、報告第12号について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第12号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年4月22日
付けで受理通知書を送付しております。場所は、7区南奈良田集落付近にある
圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないよう
ですので、報告第12号を終わります。

次に、その他(1)農地改良に係る盛土について届出があったので、受理し
たことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)

この件につきましては、耕作条件の改善のため約1m程度盛土するものです。
場所は、5区高下集落付近の圃場です。

議 長

事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第12号を終わります。

次に、その他(2)令和3年度春期農作業賃金標準賃金について事務局から
説明をお願いします。

事務局 その他(2)

この件につきましては、毎年春と秋の2回、農作業標準賃金を算定し、農業
委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額について
は、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は
前回とほぼ同額となっております。

委員会で承認をいただきましたら、6月1日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年5月7日

署名人

議 長

委 員

委 員